

ぶちエコやまぐち太陽光発電設備等共同購入事業仕様書

この仕様書は、「ぶちエコやまぐち太陽光発電設備等共同購入事業」（以下「本事業」という。）について必要な項目を定めるものであり、本事業を実施する事業者（以下「支援事業者」という。）は、本仕様書に定める項目について適正に履行すること。

1 本事業目的

山口県（以下「県」という。）では、2023年3月に改定する「山口県地球温暖化対策実行計画（第2次計画 改定版）」において、「2050年までに温室効果ガス排出量実質ゼロ」の社会（脱炭素社会）の実現を目指すことを掲げ、地域の特性を活かした再生可能エネルギーの導入促進や再生可能エネルギーを自家消費する自立分散型電源の確保など、様々な取組を実施することとしている。

本事業は、既存住宅等への太陽光発電設備や蓄電池（以下「太陽光発電設備等」という。）の導入を促進するため、支援事業者が、太陽光発電設備等の共同購入を希望する山口県民（以下「購入希望者」という。）を募り、一括して調達するスケールメリットを活かした価格低減を促し、太陽光発電設備等の更なる設置促進を図ることを目的とする。

2 本事業のスケジュール

(1) 実施期間

県と支援事業者が協定を締結した日から、令和6年3月31日までとする。
ただし、協定の有効期間が延長された場合は、その期間による。

(2) 実施時期（目安）

購入希望者の募集	令和5年5月頃～8月頃
施工事業者の決定	令和5年7月頃～
購入希望者への購入意思の確認締切	令和5年9月頃

3 本事業の実施内容

以下の内容について、実施すること。

(1) 事業の実施体制の構築及び統括責任者等の選任

ア 協定締結後、速やかに本事業の履行に必要な人員を確保し、本事業を実施すること。
イ 本事業の実施に当たっては、統括責任者を選任すること。統括責任者は、本事業又は本事業に類似した事業^{*}に従事した経験があり、業務管理について責任を負える者とする。

※スケールメリットとスキーム効率化を活かした太陽光発電設備等の発注から納品までの一連の事業

ウ 実施体制図（県、支援事業者、支援事業者により選定された施工事業者（以下「施工事業者」という。）、購入希望者及び関係事業者等、本事業の実施体制をまとめたもの）を作成すること。（任意様式）

(2) 実施スケジュールの作成

ア 実施スケジュール表を作成すること。
イ 再生可能エネルギーの固定価格買取制度において令和5年度の認定を取得可能な実施スケジュールとすること。
ウ 広告の開始から工事完了まで1回の応募となる実施スケジュールとすること。

(3) 購入希望者へ提供する太陽光発電設備等のプラン作成

- ア 「太陽光発電設備及び蓄電池」、「太陽光発電設備」、「蓄電池」についてプランを作成すること。なお、V2H、HEMS、エコキュート等は、入札の対象とせず、オプションとして設定できるものとするが、市場価格より安い価格に設定し、オプションのみの提供は行わないこと。
- イ 購入希望者へ提供する太陽光発電設備等の種類・性能等を示したプランを作成すること。
- ウ 購入希望者が選択しやすいよう、価格の低減等について極力シンプルな構成のプランを作成すること。
- エ (ア)～(カ)の内容を含むプランを作成すること。
 - (ア) 太陽光発電設備は、再生可能エネルギーの固定価格買取制度における発電事業計画の認定基準を満たし、太陽光モジュールの公称最大出力合計値又はパワーコンディショナーの定格出力の合計値のいずれかが10kW未満のものとする。
 - (イ) 蓄電池は容量が、1kWh以上、17kWh未満のものとする。
 - (ウ) 太陽光発電設備は、屋根への設置とし、コストアップにならないシステム構成とすること。
 - (エ) 太陽光発電設備は、本県における気象条件や住宅事情等を考慮の上、決定すること。
 - (オ) 蓄電池は、災害（停電）時に宅内給電へ切り替える機能を有するものとする。
 - (カ) パワーコンディショナーは、単機能又はハイブリッドタイプとすること。（既設太陽光発電設備において、ハイブリッドタイプのパワーコンディショナーに取り換える場合は、既設太陽光発電設備に影響を与えないよう逆流防止措置等を考慮すること。）
- オ 協定締結後、県と協議の上、最終決定すること。

(4) 広告宣伝

- ア 支援事業者は、広告内容について県と協議して定めること。
- イ 広告宣伝計画を策定の上、効果的な広告宣伝を行うこととし、広告宣伝対象として戸建て住宅所有者を中心に行うこと。
- ウ 広告宣伝用のチラシ及びポスターを作成すること。
- エ SNSやオンライン広告等を利用した宣伝広告を行うこと。
- オ 購入希望者の募集期間中に、購入希望者向け説明会（オンライン可）を実施すること。
- カ 広告用の資料等を県に提供し、県が実施する広報に協力すること。
- キ 県が実施する市町に対する広報依頼に協力すること。
- ク 広告に山口県の名称等を用いる場合は、必ずその都度、県の了解を得ること。
- ケ 本事業について、テレビ、ラジオ、新聞、雑誌等の取材申し込みがあった場合は、原則として事前に県の了解を得るものとし、結果を報告すること。

(5) Webサイトの構築及び運用等

- ア 本事業に係るWebサイトの構築（PC及びスマートフォンに対応したもの）、運用、メンテナンスを行うこと。
- イ Webサイトを使用して、購入希望者及び施工希望事業者の募集を行うこと。
- ウ Webサイトのメンテナンス体制の構築及びセキュリティ対策を行うこと。
- エ Webサイトには、山口県環境政策課ホームページへのリンクを作成すること。
- オ Webサイトでは、本事業以外の広告・宣伝を行わないこと。（県の許可を得た場合を除く）
- カ Webサイトは、どの広告媒体からアクセスしたかカウントできるよう構築し、アクセス状況について県へ報告すること。

(6) 太陽光発電設備等の施工事業者の公募及び選定等

- ア 太陽光発電設備等を安全かつ確実に設置できる施工事業者を公募により選定するた

- め、選定基準を県確認のもと作成の上、審査を行うこと。
- イ 購入希望者数等を集約し、選定基準を満たした事業者に設置予想戸数等の情報提供を行うこと。
- ウ 選定基準を満たした事業者による入札を行い、最も安価な入札を行った事業者を施工事業者として選定すること。ただし、選定基準を満たす施工事業者がなく不調になった場合は、選定基準や条件を県と協議の上見直し、再度公募すること。
- エ 入札価格については、施工費、電力会社や国に対する申請費及びその他諸経費を含む工事に係る一切の費用を含むものとする。
- オ 施工事業者の選定に当たっては、山口県内の事業者が多く参入できるよう十分配慮すること。
- カ 施工事業者の選定のための入札に参加する事業者は、次の要件を満たすこと。
- (ア) 支援事業者は、参加できないものとする。
 - (イ) 財務状況が健全であること（支援事業者は、信用調査会社からレポートを取得すること等により確認すること。）。
 - (ウ) 建設業許可において電気工事業の許可を取得していること（下請事業者でも可）。
 - (エ) 入札時において営業停止処分を受けていないこと（下請事業者も含む）。
 - (オ) 施工保証を裏付けるものとして、施工瑕疵責任に関する保険（生産物賠償責任保険等）に加入することを明らかにすること。
 - (カ) 施工期間中の工事に係る損害への保険（工事保険、請負業者賠償責任保険等）に加入することを明らかにすること。
 - (キ) 購入希望者が割賦販売による分割払いや、ローンを希望した場合に信販会社や銀行、その他金融機関を紹介できること。
 - (ク) 関係法令（労働安全衛生法、建築基準法、電気事業法及び電気工事士法等）を遵守すること。
 - (ケ) 役員等が暴力団による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団、暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）と社会的に非難されるべき関係を有しているものでないこと。
- キ 入札結果については、県へ報告を行い公表すること。
- ク 選定された施工事業者との間で、本事業を遂行するために必要な事項を定めた契約書を作成し、契約を締結すること。また、契約書等には必ず次の内容を明記すること。
- (ア) 契約当事者について
 - (イ) 委託内容について
 - (ウ) 手数料等を定める場合は、その扱いについて
 - (エ) 工事完了期限及び完了報告について
 - (オ) 個人情報保護について
 - (カ) 支援事業者と施工事業者間の契約不履行による解除または解約の扱いについて
 - (キ) 善良なる管理者の注意義務について
 - (ク) 規定外事項に関し、誠実に協議する旨について
 - (ケ) 裁判管轄について
 - (コ) 関係法令の遵守について
 - (サ) 支援事業者と施工事業者間の責任区分の明確化について
- ケ 施工事業者から、役員等が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に掲げるものに該当しない旨の誓約書を受領すること。
- コ 施工事業者には、太陽光発電設備等の設置後の引き渡し時に、取扱い（通常時・停電時）、保守点検・故障の時の対応、廃棄に関する説明を行わせること。
- サ 購入希望者の募集後に係る一連の手続きの実施に関しては、施工事業者とともに責任

を負うものとし、県は責任を負わないものとする。

シ 購入希望者の募集後に係る一連の手続きの実施に関し、購入希望者からの苦情やトラブル等が発生した場合には、発生した日時、場所、内容等を記録した書面を施工事業者に提出させ、施工事業者とともに誠意を持って対応すること。

ス 苦情やトラブル等については、速やかに県へ報告すること。

(7) 購入希望者の意思確認等

ア 施工事業者の入札金額を購入希望者へ提示し、最終的な購入意思の確認を行うこと。

イ 購入を決めた購入希望者（以下「購入者」という。）に対し、施工事業者が調査確認の上、個別に見積もりを行うこと。

ウ 購入者と施工事業者間で直接契約を結び、太陽光発電設備等を設置すること。

(8) 太陽光発電設備等の施工管理・施工検査

ア 太陽光発電設備等を安全かつ確実に設置するため、施工検査責任者を選任し、施工事業者が行う設置業務に対して、施工管理及び施工検査（その実施状況を確認し、問題等がある場合は指導等）を行うこと。

イ 施工検査の実施に当たっては、太陽光発電設備等の施工業務に3年以上従事した経験があり、施工検査の実施について専門的な知見を有する者があたること。また、その安全性、確実性を担保する必要性から施工検査責任者も同様の経験、知見を有すること。

(9) 問合せ対応

ア 施工事業者及び購入希望者からの問合せ及び苦情対応を行う窓口（以下「コールセンター」という。）の設置及び運用を行うこと。

イ 問合せ及び苦情については全てコールセンターで対応すること※。

※コールセンターで対応した問合せ及び苦情の日時、場所、内容等を記録し、県に報告するとともに、工事内容に関するものについては、施工事業者に適切に対応させること。

ウ コールセンターで問合せ及び苦情に対応する者への研修を行うこと。

エ 業務マニュアル及び質疑応答集を作成すること。

オ 県に対して問合せ及び苦情があった場合の対応を行うこと。

カ コールセンター以外に問合せ及び苦情があった場合の対応を行うこと。

キ コールセンターには、業務責任者を選任すること。業務責任者は、業務を主導する立場として、業務の実施について専門的な知見を有すること。

(10) アンケート調査

ア 購入者を対象としたアンケート調査票を作成し、回収及び集計を行うこと。

イ アンケートの内容については、事前に県と十分な調整を行い決定すること。また、アンケートの回収率を上げる取組を実施すること。

(11) リスク管理

ア 本事業の実施に伴い発生するリスクに対しては、リスクの極小化を図り、又はそのリスクに対して未然防止を図り、適切に対処しなければならない。

イ 本事業の実施に伴う支援事業者と施工事業者又は施工事業者と購入希望者のトラブルは、支援事業者が適切に対処し解決すること。

ウ 購入希望者の募集開始前に、本事業において発生が想定されるリスク及びその対処方法について取りまとめた上で、県に提出すること。

(12) 実績報告書の提出等

以下のものについて取りまとめ、令和6年3月29日（金）までに、県に提出すること。
なお、実施期間の延長があった場合は、全ての施工工事完了後、遅滞なく再度、提出するものとする。

ア 実績報告書（購入希望者数及び契約数、広報の実績、アンケート集計結果、工事完了報告等の事業の実施状況等）

イ チラシ等の広報に係る作成物及びその電子データ

4 個人情報管理

(1) 当事業において収集し、取り扱う個人情報は、山口県個人情報保護条例（平成13年山口県条例第43号）を準用するとともに、個人情報に関する法令を遵守し、適正に取り扱うこと。

(2) 購入希望者の個人情報については、県・支援事業者・施工事業者間で共有する旨、購入希望者から承諾を得ること。また3者においてのみ情報を共有し、本事業以外には情報を利用しないこと。

5 経費

本事業に要する経費は、支援事業者の責任において負担すること。ただし事前に県の承諾を得た場合はこの限りでない。

6 その他

(1) 本事業の実施内容に変更が生じた場合は、速やかに県へ報告し、県と協議した上で実施内容を決定する。

(2) 県から事業の進捗状況等について問合せがあった場合は、報告すること。

(3) 関係法令を遵守し誠実に業務を履行すること。

(4) 購入希望者及び施工事業者募集の際に下記の事項について明示すること。

ア 支援事業者は、県を代理する権限を有するものではないこと。

イ 支援事業者の資力・信用を県が保証するものではないこと。

(5) その他、仕様書の内容等について疑義が生じた場合や、本事業に係る業務の遂行上必要と認められるもので本仕様書にない事由等が発生した場合は、県と協議した上で本事業を進めること。